雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案概要

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案(概要)

1. 改正の趣旨

- 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年 6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)において、「ハローワークにおける雇用保 険等の各種業務のフローについて、ペーパーレス化等の検討を行」うこととされている。
- 〇 現在、失業認定等の雇用保険の手続において、受給資格者は顔写真付きの受給資格者証 を提出し、管轄公共職業安定所の長は本人確認を行った上で、支給内容や次回認定日等の 必要な事項を記載して返付している。

この点について、ペーパーレス化の観点から、本人の希望に応じて、受給資格者がマイナンバーカードを提示して受給資格の確認を受けた場合には、失業認定等の手続において、受給資格者証の提出を不要とすることとする。

なお、この場合における支給内容の通知等については、当面、書面による通知(受給資格通知)を交付することとするが、次期システム更改(令和8年度を予定)において、電子的な交付を実現する方向で検討している。

2. 改正の概要

- 〇 現行の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)においては、失業認定等の手続において、受給資格者が受給資格者証を公共職業安定所に提出し、公共職業安定所長が必要な事項を記載して返付することとされているところ、マイナンバーカードの提示と受給資格通知の交付によっても手続が可能となるよう、以下のとおり規定の整備を行う。
 - (1) 管轄公共職業安定所の長は、マイナンバーカードを提示して離職票を提出した者が、 基本手当の受給資格を有すると認めたときは、当該者が受給資格通知の交付を希望する 場合には、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならないこと。
 - (2) 受給資格通知の交付を受けた受給資格者は、失業の認定を受けようとするとき等は、マイナンバーカードを提示して必要な申告書等を提出しなければならないこと。
 - (3) 管轄公共職業安定所の長は、受給資格通知の交付を受けた受給資格者に対して失業の 認定を行ったとき等は、その処分に関する事項等を記載した受給資格通知を交付しなけ ればならないこと。
 - (4) 受給資格者は、受給資格通知を滅失し、又は損傷したときは、管轄公共職業安定所の長に申し出て、マイナンバーカードを提示して再交付を受けることができること。
 - (5) 管轄公共職業安定所の長は、高年齢求職者給付金、特例一時金又は教育訓練給付金の 支給を受けようとする者が、マイナンバーカードを提示して離職票等を提出した場合で あって、各給付の要件を満たすものと認めたときは、(1)から(4)までと同様に、それぞれ 高年齢受給資格通知、特例受給資格通知又は教育訓練受給資格通知の交付等を行うこと。
- その他所要の規定の整備を行うとともに、関係省令の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

〇 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 15 条及び第 82 条等

4. 施行期日等

〇 公布日:令和4年9月下旬(予定)

〇 施行期日:令和4年10月1日

マイナンバーカードによる失業認定等の取扱いについて

- 〇これまで失業の認定等の際には、受給資格決定時に提出してもらった顔写真を貼付した「雇用保険受給資格者証」 (以下「受給資格者証」という。)等で本人確認や処理結果の通知を行ってきた。
- ○令和4年10月1日以降に受給資格決定を行う場合は、本人の希望により、マイナンバーカードを提示することで、 受給資格者証等に貼付する顔写真や、失業の認定等の手続ごとの受給資格者証等の持参が不要となる。 また、各種手続の処理結果は「雇用保険受給資格通知」(以下「受給資格通知」という。)等に印字し、手続の 都度本人に渡す取扱いとなる。
- ○マイナンバーカード非保持者や上記取扱いを希望しない者は、従来通り受給資格者証等による手続となる。
- ○令和8年度のシステム更改後は、マイナポータルを活用し受給資格通知等を電子的に交付することを検討中。

<対象となる受給資格者証等>

- 〇雇用保険における手続の際、マイナンバーカードを提示する場合は、下の表の左欄に記載する受給資格者証等の提出 が不要となる。
- ○各種手続の処理結果は、下の表の右欄に記載の受給資格通知等に印字し交付する。

対象となる受給資格者証等	各種手続の処理結果(受給資格通知等)
雇用保険受給資格者証	雇用保険受給資格通知を交付
雇用保険高年齢受給資格者証	雇用保険高年齢受給資格通知を交付
雇用保険特例受給資格者証	雇用保険特例受給資格通知を交付
教育訓練給付金及び 教育訓練支援給付金受給資格者証	教育訓練受給資格通知を交付

<基本手当の受給手続の流れ>

【従来の取扱い】

受給資格者証による失業認定

①受給資格決定時

運転免許証等の本人確認書類を添えて、離職票等の 必要書類及び顔写真2枚をハローワークに提出



②雇用保険説明会時 受給資格者証を本人に交付



③失業の認定時(認定日)

受給資格者証を添えて失業認定申告書をハローワーク に提出。

処理結果は受給資格者証に印字の上、本人に返付。

【新たな取扱い(希望者のみ)】 マイナンバーカードによる失業認定

①受給資格決定時

マイナンバーカードを提示の上、離職票等の必要書類をハローワークに提出(額写真2枚は不要)



②雇用保険説明会時

受給資格通知(全件版)を本人に交付

※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)



③失業の認定時(認定日)

マイナンバーカードを提示の上、失業認定申告書を ハローワークに提出。

処理結果は受給資格通知(最新処理状況版)に印字の 上、本人に交付。

※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)

<高年齢求職者給付金及び特例一時金の受給手続の流れ>

【従来の取扱い】

高年齢(特例)受給資格者証による失業認定

①受給資格決定時

運転免許証等の本人確認書類を添えて、離職票等の 必要書類及び顔写真1枚をハローワークに提出



高年齢(特例)受給資格者証を本人に交付



②失業の認定時(認定日)

高年齢(特例)受給資格者証を添えて失業認定申告書を ハローワークに提出。

処理結果は高年齢(特例)受給資格者証に印字の上、 本人に返付。

【新たな取扱い(希望者のみ)】 マイナンバーカードによる失業認定

①受給資格決定時

マイナンバーカードを提示の上、離職票等の必要書類を ハローワークに提出(顔写真1枚は不要)



高年齢(特例)受給資格通知を本人に交付

※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)



②失業の認定時(認定日)

マイナンバーカードを提示の上、失業認定申告書をハローワークに提出。

処理結果は高年齢(特例)受給資格通知(注)に印字の 上、本人に交付。

(注)1回限りの認定で終了するため「全件版」「最新処理状況 版」の区別なし

※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)

<専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給手続の流れ>

※一般教育訓練及び特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金 では、受給資格者証を用いない。

【従来の取扱い】

教育訓練受給資格者証による支給申請

①専門実践教育訓練給付金の受給資格確認時

(受講開始日の1か月前まで)

運転免許証等の本人確認書類を添えて、受給資格確認票等の 必要書類及び顔写真2枚をハローワークに提出。

失業状態にある等の要件を満たし、教育訓練支援給付金の受 給も希望する場合、同時又は専門実践教育訓練給付金受給資 格確認後に、受給資格者証(基本手当の受給資格決定を受けて いる場合)を添えて、受給資格確認票等の必要書類を提出。



教育訓練受給資格者証を本人に交付



②専門実践教育訓練給付金の支給申請時

(受講開始日から6か月ごと)

教育訓練受給資格者証を添えて、教育訓練給付金支給申請書 等の必要書類をハローワークに提出。

処理結果は教育訓練受給資格者証に印字の上、本人に返付。

教育訓練支援給付金の受給も希望する場合、受給資格者証 (基本手当の受給資格決定を受けている場合)を添えて、教育訓 練支援給付金受講証明書等の必要書類も併せて提出(注1)。

(注1)原則として2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、受給 資格者証を持参し、失業の認定を受けた後、受給資格者証に処理結果 が印字される。

【新たな取扱い(希望者のみ)】 マイナンバーカードによる支給申請

①専門実践教育訓練給付金の受給資格確認時

(受講開始日の1か月前まで)

マイナンバーカードを提示の上、受給資格確認票等の必要書 類をハローワークに提出(顔写真2枚は不要)。

失業状態にある等の要件を満たし、教育訓練支援給付金の受 給も希望する場合、同時又は専門実践教育訓練給付金受給資 格確認後に、受給資格確認票等の必要書類を提出(基本手当の 受給資格決定を受けている場合も、受給資格者証の提出は不 要)。



教育訓練受給資格通知(全件版)を本人に交付

※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)



②専門実践教育訓練給付金の支給申請時

(受講開始日から6か月ごと)

マイナンバーカードを提示の上、教育訓練給付金支給申請書 等の必要書類をハローワークに提出。処理結果は教育訓練受給 資格通知(最新処理状況版)に印字の上、本人に交付。 ※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)

教育訓練支援給付金の受給も希望する場合、教育訓練支援給

付金受講証明書等の必要書類も併せて提出(基本手当の受給 資格を受けている場合も、受給資格者証の提出は不要)(注2)。

(注2)原則として2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、マイ ナンバーカードを提示し、失業の認定を受けた後、処理結果を教育訓練 - 5 - 受給資格通知(最新処理状況版)に印字の上、交付する。 ※令和8年度のシステム更改後は電子的に交付(予定)

受給資格通知(全件版) (基本手当の場合の例)

全件版の受給資格通知は初回交付時のみとなり、その後は最新処理状況版の受給資格通知が交付される。

(表面)

第19条関係

被保険者番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

求職番号 999999999999 支給番号 9999999999999

雇用保険受給資格通知

m 1 15 C 24 A3 4	- /					·	_	-,	_	Mr	+4		-	r de	-					_
個人番号登録有		-			1	È	居	P		管	韓	•	安	定	- 1	所				_
個人番号登録	あり								新宿	官職第	安	定所								
1. 支給番号			2. 氏	名			3.	被保险	香香	号	-	4.性	BU	5.離	職時	年齡	B	6.	生年月日	
13080-12-123456	-9	3	12410	マイナ			123	34-12	3456	6-9	Т	女			30		П	4	-040201	
7. 求職番号	雇用	形態						8. 1	Ì	所	3	Z	は	居		所				
13080-12345678																				
	9. 支	払 方	法 (記 号	(🏻	座)	番	号 -	金	融機	関	名	- 3	支 店	名))				
				,	\П-	-銀行	J													
													_							_
10. 資格取得年月日	11.	離職年	月日	12.	推職理	曲	13	. 60歳	到達	時賃:	金日	額	14	.離職	時賃	金日	額	15	. 給付制	狠
020216		04093	0		33									9,	350)				
16. 求職申込年月日	17. 認	定日	18. 受	給期間	満了	年月	日	19. 差	本手	当日	額	20.	所定:	給付日	数	21.	. 通9	€被(呆険者期	間
041011	1型-	火		050	930				5,83	31			9	10				020	715	
			22.	離	職	É	iú	事	業	j	所	名								
				ŧガイシサ	7															
	厚生	労働	株式会	社																
23. 再就職	手当支	給 歴			24.	特	殊る	長示	(災	害	诗、	-	括	<u>, </u>	相	, ī	市員	」 村)	

安定所連絡メッセージ1 〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23F

安定所連絡メッセージ2 ハローワーク新宿 西新宿庁舎

管轄公共職業安定所又は 〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10

管轄地方運輸局所在地

公共職 公共職業安定所長業安定 電話番号 03-3200-8609 交付 04年 10月 14日

注 意 事 項

- 1 この通知は、上記18欄の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この通知を滅失したり、損傷し、再交付を希 望する場合には申し出て再交付を受けてください。
- 2 あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関から支払を受けることができる日 が、基本手当の支給日となります。
- 3 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 4 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出 てください。
- 5 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなる ばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。 7 上記20欄に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大
- 限の日数です。 8 失業等給付に関する処分又は上記5の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った 日の翌日から起算して3箇月以内に 東京 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 9 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

(裏面)

雇用保険受給資格通知



1. 支給番号	2. 氏 名	3. 被保険者番号	4.性別	5.離職時年齡	6. 生年月日
13080-12-123456-9	ジュキュウ マイナ	1234-123456-9	女	30	4-040201

No.	処理年月日	種類		処理状況
1	R04/10/14	受給資格決定	基本手当所定給付日数	5,831 離職理由 33 マイナンバーカード利用 90 基礎期間 020715 以下、余白

	特定職種受講手当	特定受講手当	7 [早期再就戰支援金	早期再就職			
種	常用就職支度金	常用支度金	7	種	常用就職支度手当	常用就職手当		未支給	各種類の頭に(未)を付す。
類	早期再就職者支援金	早期支援		類	求戰活動支援費	求職支援費	- 1	10.11	A PRINT
	早期就業支援金	早期就業			就業促進定着手当	就禁定着手当		岩稻	各種類又は(未)の頭に(追)を付す。

受給資格通知(最新処理状況版) (基本手当の場合の例)

第19条関係

支給番号

9999999999999

雇用保険受給資格通知

1. 支給番号	2. 氏 名	3. 被保険者番号	4. 性別	5.離職時年齡	6. 生年月日
13080-12-123456-9	ジュキュウ マイナ	1234-123456-9	女	30	4-040201

No.	処理年月日	種類	処理状況
1	R04/10/14	受給資格決定	基本手当 5,831 離職理由 33 マイナンバーカード利用 所定給付日数 90 基礎期間 020715
2	R04/11/08	特記事項等	雇用保険説明会 11月1日参加
3	R04/11/08	待期満了	待期満了日 041017
4	R04/11/08	基本手当	支給期間 041018-1107 日数 21 支給金額 ¥122,451- 残日数 69
			以下、余白

	特定戰種受講手当	特定受講手当	
穫	常用就職支度金	常用支度金	
類	早期再就職者支援金	早期支援	
100	早期就集支援金	早期就業	

	早期再就職支援金	早期再就職
種	常用就職支度手当	常用就戰手当
類	求職活動支援費	求職支援費
	就業促進定着手当	就業定着手当

未支給	各種類の頭に(未)を付す。
追給	各種類又は(未)の頭に(追)を付す。

項

- 1 この通知は、支給を受け終わるまでは大切に保管してください。
- 2 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなる ばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 3 失業等給付に関する処分又は上記2の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った 日の翌日から起算して3箇月以内に 東京 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 4 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 5 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出 てください。

管轄公共職業安定所又は 〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10

管轄地方運輸局所在地

電話番号 03-3200-8609 交付 04年 11月 08日

公共職 公共職業安定所長業安定 新宿 所長印

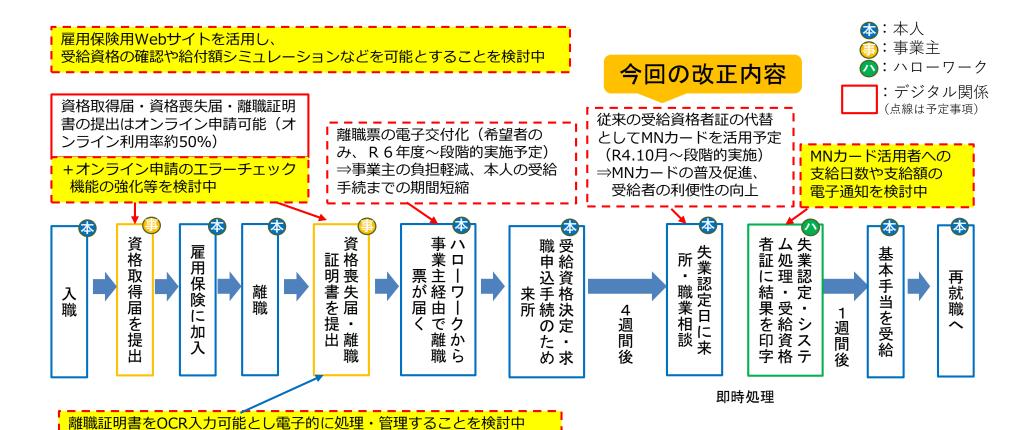
- ○前回失業認定日と今回失業認定日の処理結果 が印字される。
- ○希望があれば直近までの処理状況を印字した 全件版の受給資格通知を交付することも可能。

- 7 -1/1 2022. 9

雇用保険手続におけるオンライン化の状況(現状及び検討中の内容)

令和4年4月12日 規制改革推進会議 第4回デジタル基盤WG等提出資料よ り一部改変のうえ抜粋

- 事業主が行う手続は基本的に電子申請が可能であり、オンライン利用率の向上に取り組んでいる。
- これに加え、政府方針、労使団体・社会保険労務士会・労働局からの要望等を踏まえ、逐次利便性 向上に向けた取組を実施。
- 〇 また、令和8年度のシステム更改に向け、全47労働局を通じた雇用保険制度全般に関するアンケート調査(R3.6月)、労働局・ハローワークを訪問しての意見交換(R3.7月~11月)等を踏まえ、雇用保険用Webサイトの構築等を検討中。 ※黄色Boxの内容



⇒これに伴い離職票の賃金日額計算の自動化も検討中

マイナンバーカードによる雇用保険手続に関する政府決定

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針 (令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

- 4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大
- (1) デジタル・ハローワーク・サービスの推進
- ① ハローワーク・サービスのデジタル化

マイナンバーカードを基盤として安全・安心で利便性の高いデジタル社会を構築していく中で、ハローワーク・サービスのデジタル化を推進する。

このため、本年度より、マイナンバーカード保持者について、雇用保険の求職者給付の申請時の写真添付を不要とするとともに、教育訓練給付金について、マイナンバーカードによる認証で電子申請が可能であることを周知する等により、電子申請を推進する。さらに、令和3年度から順次、マイナポータルのお知らせ機能等を活用し、教育訓練給付金等に係る情報発信を充実させる。

さらに、令和4年度以降、マイナンバーカードをハローワークカードとして利用可能にする。また、令和2年1月から、ハローワークインターネットサービスに「求職者マイページ」を新設し、ハローワークの職業紹介・職業訓練受講の履歴確認、マイナポータルとの連携などオンラインサービスを順次充実する。

こうした取組とあわせ、**ハローワークにおける雇用保険等の各種業務のフローについて、ペーパーレス化等の検討を行い**、ハローワーク業務のBPRを推進し、相談サービスの充実を図る。

(参考) デジタル・ガバメント閣僚会議について

- 国及び地方公共団体のデジタル化を機動的かつ強力に進め、その成果を展開することによって、国、地方公共団体及び民間部門まで含めた社会全体のデジタル化を推進することを目的とした会議体。(直近の開催は令和2年12月)
- 内閣官房長官が議長であり、厚生労働大臣を含む各大臣が構成員となっている。